

造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用助成事業

～骨髄移植等により接種済みの定期予防接種の免疫が低下あるいは失われた方へ～

●対象者

熊取町民で次の①～③のいずれにも該当する方

①造血細胞移植や化学療法の医療行為により、接種済みの定期予防接種の免疫が低下または消失したため、

再接種が必要と医師が必要と認めた方

②接種済みの定期予防接種の接種回数および接種間隔が、
予防実施接種規則の規定によるものである方

③接種日、申請日ともに、熊取町に住所を有する方



●助成の対象となる予防接種

次の①～④のいずれにも該当するもの

①予防接種法第2条第2項に定める定期予防接種 A 類疾病に係るものであること

②使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること

③20歳未満までの間に実施する再接種であること（一部のワクチンで例外有り）

④平成30年4月1日以降の再接種であること

ただし、化学療法により、過去に接種した定期接種ワクチンの免疫が低下または消失した場合は、令和6年4月1日以降の再接種であること。

●助成方法

償還払いとします。（医療機関に一旦お支払いいただいた後、本町より返還）

ただし、助成金額には上限があります。

●申請手順

①すくすくステーションにまずはお問い合わせください。認定申請書および認定に係る意見書等の申請に必要な書類を交付します。

②主治医に、認定に係る意見書の記入を依頼してください。

③すくすくステーション窓口にて認定申請してください。

（認定申請書、認定に係る意見書、接種済みの定期予防接種の接種歴が確認できるもの（母子健康手帳等）をご持参ください。）

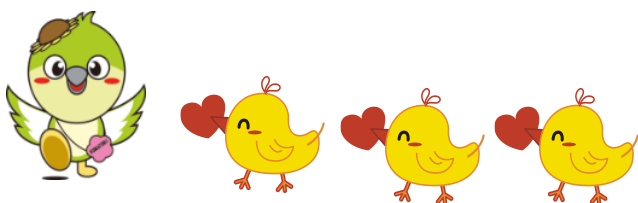
④認定通知書および助成申請書を交付します。

⑤再接種を実施していただき、その費用は一旦お支払いください。

⑥すくすくステーション窓口にて助成申請してください。

（助成申請書、再接種をしたことが確認できる書類（接種済証等）、領収証（原本）、振込口座のわかるものをご持参ください。）

⑦すくすくステーションからご指定の口座にお振込みします。



【お問い合わせ】

すくすくステーション
（熊取町子育て支援課母子保健グループ）
電話：452-6294

